

## 返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後短期間で、本人の都合による退職または、本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者へ返還いたします。

- ・ 入社後 1ヶ月以内に退社 : サービス利用料の80%
- ・ 入社後 3ヶ月以内に退社 : サービス利用料の50%
- ・ 入社後 6ヶ月以内に退社 : サービス利用料の10%

但し、求職者の死亡・病気など不測の事態による場合、ならびに、求人者の責による退職・解雇の場合はこの限りではない。

MOVER株式会社

神戸市中央区多聞通3丁目2-9

(許可番号 28-ユ-300694)